

安全保障と情報

— 「人間の安全保障」概念への対応 —

Security and information:
Correspondence to the concept of “human security”

若 杉 亮 平
WAKASUGI, Ryouhei

1. 序論

1.1 背景

近年、情報学においてintelligence and security informaticsという研究分野名が提唱され¹⁾、安全保障に関わる情報の研究が推進されている。以前より、情報学においてはインテリジェンス論に関する研究は行われていたが、主流ではなかった。そしてインテリジェンス論を組み込んだ形でこの語が提唱され、研究が進むようになった。

この動きはレビュー誌が先導し、Annual Review of Information Science and Technology (ARIST) に継続的にレビュー論文が掲載されている^{2,3,4)}。その間、Journal of the American Society for Information Science and Technology (JASIST) ではintelligence and security informaticsの特集号が組まれた¹⁾。

このintelligence and security informaticsという語を本稿では「安全保障情報研究」と日本語訳し、以下、この日本語表現を使用する。

1.2 問題意識

安全保障領域において情報は古来より重要視されてきた。20世紀後半からの情報通信技術の発達に並行して、情報の重要性はより強調されるようになった。

日本語の「安全保障」という言葉は英語のsecurityの訳語して使われている。『Oxford English Dictionary』⁵⁾によれば、securityとは“安全である状態”と“安全であるための手段”の二つの意味があると規定されており、抽象的にしか定義のできない語であることが伺われる。しかし、ごく一般的な語であることから、安全保障情報研究においては安全保障の概念が自明のものとなされ、深く吟味検討されていない。主題領域として安全保障情報研究を整備・拡充するためには、この安全保障の概念の含意や構造について十分に明らかにし、研究者間でその理解について合意する必要がある。

なお、英語のsecurityと日本語の安全保障という2語は、完全には対応していない。『リー

『グーズ英和辞典』第二版⁹⁾によれば、英語のsecurityには(1)安全、無事、安心、心丈夫、(古い意味では)過ぎた安心、油断(2)安全確保、防護、防衛、保安、警備(3)保証、担保、保証金、保証人などの意味がある。日本語の安全保障という語は、このうち(2)の意味を訳したものとと言える。逆に言えば、securityには日本語の「安全」と「安全保障」両方の意味が含まれているが、安全保障領域では、単に安全という意味でsecurityという語を用いることは少ないため、本稿ではsecurityの訳語として安全保障という語を用いながら論ずる。

さてこの安全保障概念に関する概念は、時代や研究者によって少しずつ異なっている。そして、そのような差や変化は、国際情勢の状態や変化と関係することがある。そのことを踏まえ、本稿では、安全保障概念の種類・変化と国際情勢との関係について論じ、その上で安全保障に関わる情報活動や情報の考え方のあるべき姿を論じる。

2. 現在の国際情勢

2.1 冷戦の終結

一般に冷戦の終結により安全保障の環境が激変したと見なされている⁷⁾。これまでの米ソ2大国間の核兵器による二極支配から多極的な状態に変化したといわれている。

イデオロギーにより押さえつけられてきた民族問題、宗教問題などが一挙に現実の脅威として具体化しており、安全保障においてもそれらに対応することが迫られている。

冷戦後に“平和の配当”といった考え方がおこった。これは冷戦終結により軍事的緊張が緩和されれば、軍から民への資金や資源の転換が起こることを期待したものである。さらに発展途上国への援助といった広がりまで期待された。

しかし、実際には米ソ二大国の直接戦争の可能性が低減しただけである。即ち世界は多極化により複雑さを増しており、核拡散により偶発的核戦争の危険性も高まっている。少なくとも平和の配当を素直に期待できる状況ではないと言えるだろう。注意すべき点として、全ての地域で冷戦構造が終結したわけではない。例えば、東アジアにおいては台湾海峡を挟んだ中華人民共和国と中華民国の睨み合いがあり、朝鮮半島では38度線を挟み朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国が休戦の状態にある。

このように、冷戦終結により簡単に平和が得られるわけではない。安全保障概念や環境は変化しているが、決して楽観的な方向にだけではない。

2.2 対テロ戦争への傾斜

冷戦後の安全保障上の課題として取り上げられるものに、テロリズムへの対応があげられる。具体的な例として、2001年9月11日に発生した米国同時多発テロ(以下、米国同時多発テロ)があげられる⁸⁾。この米国同時多発テロの衝撃があまりに大きかったため、テロリ

ズムは今日の安全保障上の一大課題として扱われている。

ただし、これ以前にも1983年のベイルート米国大使館爆破事件（自動車爆弾によるテロ）や1998年にはケニアのナイロビ米国大使館爆破事件などが発生している⁹⁾。さらに遡れば、赤軍派などの極左グループ、北朝鮮の国家工作、少数民族と極左の結びつきによる1996年のペルー日本大使公邸人質事件、あるいは1995年地下鉄サリン事件のようにカルト集団によるテロ行為も行われている¹⁰⁾。したがって、テロリズムの脅威が急に現れたわけではない。今日、テロリズムが主たる脅威と認識されるのは、その質的かつ量的な変化が著しいからだと考えられる。

また、テロ行為の動機としては、民族や宗教の問題が多く見られる。しかし、古典的なイデオロギーに基づくもの（マオイズムなど）もあり様々な動機が複雑に絡み合っている。

主に米国が直面しているテロリズムはイスラム原理主義に関連するものが多く、その原因としては90年代湾岸危機・戦争における中東への派兵があげられる。

それぞれの国により、直面するテロの種別やその行為主体、目的などは異なるものの、21世紀において旧西側東側の枠を超えて対テロリズムは戦争を行うための大義名分として使われている面もある。

3. 安全保障の変遷

3.1 安全保障の定義と解釈

序論でも述べたように、日本語の安全保障という言葉は、英語のSecurityと一対一で対応しているわけではない。『Oxford English Dictionary』¹⁾で示されるようにSecurityには、“安全である状態”と“安全であるための手段”の二つの意味があるとされている。

日本語の安全保障については、『広辞苑』¹¹⁾において“外部からの侵略に対して国家および国民の安全を保障すること。第一次大戦後、国際裁判・軍備縮小とともに世界平和確保の原則の一をなす。”上記のように定義されている。日本語の安全保障はあくまでも手段の意味である。

しかし、英語のSecurityは日本語の「安全」と「安全保障」つまり、状態と手段の両方を含んでいる。このような言葉の持つ意味の違いのため、Securityの概念を日本語では理解し難くなっている。

次に、安全保障を手段であると限定した上でも考慮すべき点がある。安全保障を行うということは、「誰が誰から誰を守る」のかという問題がある。この組み合わせが変われば、当然ながら安全保障の概念も相当に違ったものとなるはずである。

これを整理すると以下ようになる。

- A. 安全保障を行う主体
- B. 安全保障上の敵となるもの

C. 安全保障により守られるもの

前述の「誰が誰から誰を守る」に当てはめれば、「AがBからCを守る」ということになる。したがって、安全保障とは国家が行うと限定されるものではない。しかし、現実には安全保障と国家安全保障が同一視されることが多い。

安全保障という言葉を使わないにせよ、安全保障という言葉によって抱くものと似たものが古代よりあったはずである。言葉はなくとも安全保障の概念はあったと考えられる。

3.2 安全保障の歴史の変遷と各国個別事情

古い時代の安全保障概念として孫子の『兵法』¹²⁾がある。孫子の『兵法』は単なる戦術書や戦闘の手引きを超え、国家戦略の中に戦争を位置付けている。有名な一節を引用すれば「兵は国の大事にして、死生の地、存亡の地なり。察せざるべからず」とあり、闇雲に戦争をすることを良しとせず、それでいて必要な場合は断固たる行動を起こすことを想定している。つまり安全保障概念は、決して戦争のみに縛られるものではない。

孫子による『兵法』に加えて、安全保障に関わる代表的かつ重要な議論として、クラウゼヴィッツによる『戦争論』¹³⁾、ジョミニによる『戦争概論』¹⁴⁾などが挙げられる。その他にも政治部分が強いマキャヴリによる『君主論』(1532年)¹⁵⁾も含まれるだろう。

それぞれの成立年代は、『兵法』は中国の春秋戦国時代(紀元前707-403年)であり、『戦争論』は1832年、『戦争概論』は1838年と同年代に書かれた書物である。

『兵法』については単なる軍事や戦争だけでなく視野をより広げている。ここでは主に、より古典的な軍事中心の安全保障について述べる。

クラウゼヴィッツの『戦争論』では、おもに戦争そのものを扱っている。戦略的な要素は含まれるものの、それは戦争を行う上での戦略である。こういった点は孫子と比べれば汎用性は低いものの、戦争についてはより子細に専門的な分析が行われていると評価できる。さらに戦争を論ずることは戦争術か戦争学か、あるいは術や学ではない社会活動に含まれるのかといった学問的な考察が行われている点も重要である。

ジョミニの『戦争概論』はクラウゼヴィッツの戦争論を意識しながら、戦争という枠組みは変わらないものの、より大局的な見地から戦略を論じることを重視している。これはクラウゼヴィッツが戦争に関わる要素は不定のものが多く、科学としての厳密化を躊躇したのに対しジョミニは戦争における不変の法則を主張したためでもある。

『戦争論』と『戦争概論』の手法における差異はあるものの、両者ともナポレオン戦争後の欧州での新しい安全保障環境に触れてこういった書物を書き上げたと考えられる。

既に述べたように、安全保障に類似する概念はかなりの昔より存在していた。だがしかし、安全保障という言葉による包括的な考え方がなされるようになったのは近代に入ってからである。

欧州では国家間の争いが長らく傭兵により行われており、戦争はビジネスであった。傭兵

は報酬のために戦うのであり、主君や国家に絶対の忠誠を誓っているわけではなかった。この認識はナポレオン戦争による近代国民戦争という形態出現により多少は改められたものの、根本的な変化はなかった。また日露戦争（1904年）において、機関銃による大量殺戮が現実化している。とはいえ欧米諸国にとっては、東アジアで発生した辺境の戦争という認識が強くあまり注目されなかった。

しかしながら、1914年に第一次世界大戦に突入する。この戦争は極めて複雑な事情により起こった戦争であるが、当事国各国はさほど長引く戦争とは考えていなかったようである。第一次世界大戦は欧州全域を主戦場とし4年半続いた。さらに国民総動員による総力戦、近代的な兵器の出現による大量殺戮が現実のものとなった。科学技術の進歩により、機関銃の一般化、毒ガスの使用、戦車の投入や飛行機、飛行船による空襲など、これまでにない結果を生み出すものが戦場に出現した¹⁶⁾。

この結果に至り、近代戦力を総動員した戦争は極めて凄惨な結果をもたらすことが認識され、軍事力による事態解決が問題視されるようになった。

これまでは、個別的安全保障の考えの下、国家単位あるいは同盟国単位により外交あるいは軍事力を行使し目的を達しようとしていた。しかし、この個別的安全保障により総力戦を行った場合、国力が許す限り無制限に戦争がエスカレートする危険性が高い。即ち技術的に人類滅亡が可能となった時代に行うには、余りにもリスクが高いと認識されるに至った。

そして国際連盟の創設、多国間による集団的安全保障の考え方が進められた。集団的安全保障とは武力の行使を基本的に違法として、もしなんらかの違反行為を犯した国があった場合は、それに対して集団で武力を含む制裁を行う安全保障の形態である¹⁷⁾。

そこでパリ不戦条約¹⁸⁾においては、第一条で「締約國ハ國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス」とし、戦争の放棄を謳い、戦争を非合法とする最初の条約となった。

国際連盟は米国の不参加やベルサイユ体制による第一次世界大戦敗戦国ドイツへの過酷な要求など問題が山積していた。第一次世界大戦後の集団的安全保障はギリシア・ブルガリア紛争（1925年）の解決に成功するなど、一見機能しているかのように思われた。

しかし、徐々に集団的安全保障体制の問題は拡大した。例えば日本は満州事変に続く1933（昭和8）年3月27日をもって満州国不承認を不服として国際連盟を脱退した。同じくドイツも1933年に国際連盟を脱退し、イタリアは1937年に脱退した。その他にも枢軸側の小国が脱退しており1930年代を通して国際連盟の集団的安全保障機能は麻痺していった¹⁹⁾。

そして1939年にはドイツのポーランド侵攻により欧州で第二次世界大戦が始まり、1941年には日本の真珠湾攻撃により太平洋戦争が開戦し二度目の世界大戦となる。結果は枢軸側が敗北し、第二次世界大戦は1945年8月に日本の無条件降伏により終結する。

第一次世界大戦後の国際連盟においては、集団的安全保障は有効に機能しなかったもの

の、方向性は間違っていないと考えられた。

1945年10月には国際連合（以下、国連）が成立し、第二次世界大戦後の集団的安全保障を担うこととなる。主に国際連合安全保障理事会が国連における安全保障の中核となるはずであった。しかし、冷戦期においては常任理事国である五大国（米国、英国、フランス、ソビエト連邦、中国）に拒否権があるため、資本主義陣営と共産主義陣営で意見がまとまらず、安全保障理事会は有効に機能しなかった²⁰⁾。

冷戦期においては、安全保障の手段として最も重く見られていたのは軍事力であった。それは通常戦力と核戦力とに大きく二つに分けられ、戦争の形態も通常戦と核戦争が想定された。

局地的な通常戦ならともかく、米国とソ連の間で全面的な核戦争が勃発した場合は人類の滅亡を意味する。また、互いが確実に共倒れになることを核戦争に対する抑止力とし、これを相互確証破壊（MAD：Mutual Assured Destruction）と称した²¹⁾。

したがって、本来はこれを避けるべく信頼の醸成や外交交渉が重要になるはずだが、抑止戦略の名の元に軍事力への偏重が起こった。抑止とは相手に戦争を思いとどまらせるために戦力を保持することである。話し合いや交渉により信頼を醸成するのではなく、軍事力による脅しという戦略を重視したのである。

これは安全保障の概念にも影響し、この時代の安全保障は国家安全保障を意味し、かつ軍事力への比重が高かった。本来、こういった核戦争抑止のための戦略は米ソ二大国のみが主に関係するはずである。あるいは米ソに準じた核保有国である必要があったはずである。

そして、冷戦という東西対立の雰囲気の中で東西の同盟衛星諸国でも同じような軍事偏重の安全保障戦略がとられていた。これは、ほぼ世界中の国家が東西どちらかの陣営に属していたという要因もある。つまり、どちらかの陣営に属さなければ資源確保や貿易、技術交流の面で著しい不利益を蒙る可能性があったためである。

そもそも、第一次世界大戦以降目指し、国連の機能とされた集団的安全保障とは武力の行使を基本的に違法として、なんらかの違反行為を犯した国に対して集団で制裁を行う安全保障の形態であったはずである。

しかし、冷戦期は軍事力に偏重した形で安全保障体制を構築しており、そもそも理念とは相反している。これは武力の行使は違法ながら、自衛権行使は例外として認められているためだと考えられる。つまり、表向きには自衛のための軍事力であると理由付けされ軍拡が行われてきた。

孫子の兵法で述べられているのならうならば、戦って勝つのが最上の策ではなく、戦わずして勝つことが重要だといえる。核抑止及び通常戦力拡充による軍事偏重の安全保障は、基本的に戦争を抑止するためではあるものの、その維持コストは莫大である。そして何より実際の衝突が発生した場合、人類滅亡までエスカレーションする可能性を考慮すれば安全保障の考え方としては優れているとは言い難い。

朝鮮戦争（1950年6月25日より53年7月27日）やベトナム戦争（1960年から75年まで、異説あり）のように冷戦が通常の戦争（熱戦）へと発展したケースも存在するが、米ソの直接衝突は起こらず1989年12月にマルタ島での米ソ首脳会談において冷戦終結が宣言された。

1990年から1991年の湾岸危機及び湾岸戦争においては、国連安全保障理事会が一致した行動を行い、冷戦の終結を印象付けると共に、イラクによるクウェート侵攻というあらたな安全保障上の課題が浮上した。

単純な東西陣営による二極構造から、多極的で複雑な国際関係や安全保障環境が出現することにより、軍事中心だった安全保障のあり方も変化をせまられた。これらの第一次、第二次世界大戦、冷戦期を通じた安全保障概念の変遷については高橋²²⁾が詳しく論じている。また、山本²³⁾は伝統的安全保障の区分として「脅威を与える手段としては、究極的には軍事力」としており、軍事的な脅威に対応することを安全保障の中心においている。

1994年に、国連開発計画（UNDP）の「Human Development Report 1994」²⁴⁾により人間の安全保障が提唱され安全保障概念の拡大が本格化する。

近代においては、集団的安全保障を模索しながらも個別的安全保障が安全保障概念の中心的な地位を占めてきた。そして、第一次世界大戦後の集団的安全保障への移行と失敗がある。そして第二次世界大戦後も集団的安全保障を目指しながらも、冷戦構造に阻まれてきた。

冷戦後の世界においては、集団的安全保障が成立するかに思われた。湾岸戦争に対する国連の対応は、集団的安全保障が機能を果たし始めたかに見えた。しかしながら、冷戦後の世界で主たる問題となった民族宗教紛争においては、集団的安全保障が有効に機能しているとは言い難い。これは集団的安全保障が基本的に国家の枠組みを元に作られており、現実の問題と対応していないことが原因だと考えられる。

このような状況を受けて、安全保障概念にも様々な変化が見られるようになった。

安全保障と各国の個別事情には切り離せない関係がある。例えば日本の場合は対外的な安全保障が意識されることは稀であったと考えられる。鎌倉時代の元寇以来、幕末期に至るまで外交交渉や対外的な軍事力の構成などを考慮する必要がなかったためである。

同じような例として、米国が取ったモンロー主義がある。大西洋を自然の防壁と考え欧州との相互不干渉を謳ったものである。ただし、米国の場合は国家成立の際に英国よりの独立戦争を行い、また意識的モンロー主義を取るなど日本とは大いに異なった部分が多い。

このように、安全保障の環境というのは各国各地域の地理、気候、時代、政治、風土、宗教、産業、人口その他諸々の要素が深く関係してくる。つまり固有、個別事情が影響する部分が多い。このため、安全保障の概念を定義することは難しい。個別の事情に沿った研究も必要ではあるが、安全保障において全体的な視野を持つことを模索することもまた重要だと考える。

ここまで第一次世界大戦以降、一般化した安全保障という言葉で既定される概念を、古典的なものから冷戦期までをたどってきた。

次に安全保障概念の多義化の例として近年提示される人間の安全保障までの変化を辿りたい。

3.3 安全保障概念の見直しと多義化

Securityを訳した安全保障は辞書レベルでも二つの意味がある。さらに誰が誰を守るのかという点においても様々な状況がある。したがって、安全保障概念も多義的なものとなる。

とはいえ安全保障概念において軍事的な問題が中心であったという点では一致していた。それは、戦争に対処するための概念であったと言い換えられるだろう。軍事という枠内での多義性は以前より存在していたはずである。高橋²³⁾が述べているように論者により安全保障概念の定義の仕方は様々である。

次に冷戦後における安全保障概念の多義化の例を示したい。国立国会図書館の雑誌記事索引²⁵⁾を用いて「安全保障概念」あるいは「安全保障の概念」をタイトルに含む論文記事を検索した。検索範囲は全年代（2009年10月末現在）を指定したところ、1982年から2009年までの間に54件の該当があった。

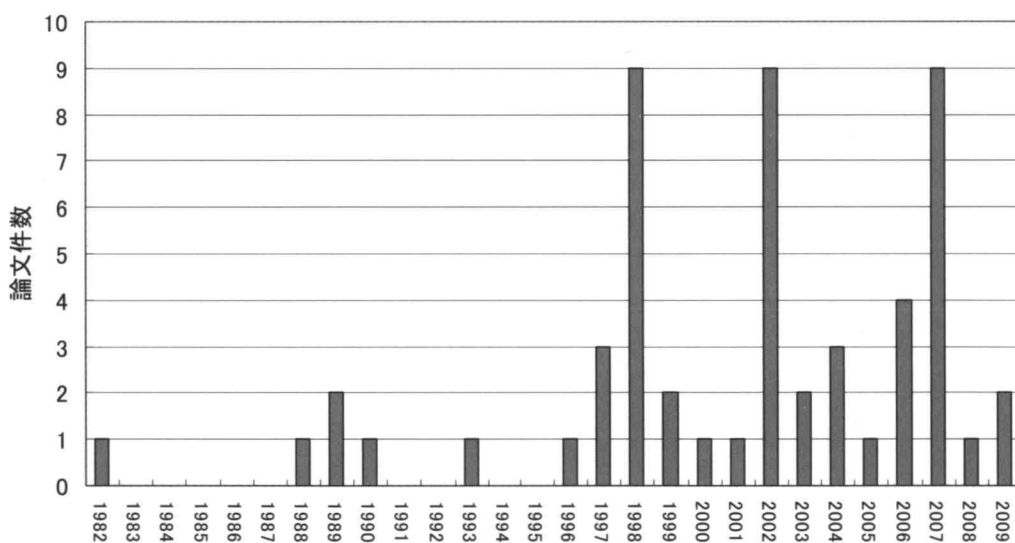


図1 安全保障概念についての論文数（雑誌記事索引）

図1は安全保障概念に関する論文数の変遷をグラフ化した。いくつかの盛り上がりがあり、1991年の湾岸戦争や2001年の米国同時多発テロの影響などが考えられる。全体の流れとしては1995年以前にも安全保障概念に関する論文は存在するものの、疎らであり1994年に発表された人間の安全保障の存在が影響を与えている可能性が指摘できる。

1990年代以前には、ほぼ安全保障概念に関する論文が存在していない。これは、冷戦期において安全保障という概念を定義する必要性が薄かったためだと考えられる。この時期において、安全保障は軍事中心であり、その状況に対して異議を唱えるような提案は少なかったと思われる。

次に論文の内容について分析を行った。論文タイトルより、内容を18種に分類した。表1にこれを示す。

表1 論文内容の分類

分類	論文数
安全保障全般	11
人間	9
エネルギー	5
海洋	5
環境	5
国家	5
アジア	2
食料	2
PKO	1
沖縄	1
経済	1
災害・感染症	1
集団	1
治安	1
テロ・核	1
不拡散・法	1
法	1
ロジスティクス	1

表1で示した分類と論文が発表された年代と組み合わせたものが表2である。

現代においては「安全保障概念」といっても、軍事以外の様々な領域に研究が広がっている。中でも、人間の安全保障は継続的に取り扱われている。

安全保障概念の多義化の中で注目すべき動向として人間の安全保障の提案と広がりがあがる。これは1994年に国連開発計画（UNDP）が「Human Development Report 1994」¹⁹⁾において発表した概念である。人間の安全保障は、「欠乏の脅威」と「恐怖の脅威」を大きな問題として捉えている。単に武力衝突の無い状態だけでは安全保障が達成されたとは言えず、よ

表2 論文内容と発表年

	安全 保障	人間	エネ ル ギ ー	海洋	環境	国家	アジ ア	食料	PKO	沖縄	経済	災害 等	集団	治安	テロ	不拡 散	法	補給
2009							1	1										
2008		1															1	
2007		2			1			1				1		1	1	1		
2006	1	1				1					1							
2005			1															
2004		1	1			1												
2003		1								1								
2002	3	3	2															1
2001	1																	
2000			1															
1999					1		1											
1998	1			3	2	3												
1997				2					1									
1996					1													
1995																		
1994																		
1993	1																	
1992																		
1991																		
1990	1																	
1989	2																	
1988	1																	
1987																		
1986																		
1985																		
1984																		
1983																		
1982																		1

り根本的な解決が必要であるとしている。そのため、環境問題、貧困、教育問題、人権侵害、難民といった、いわゆる社会問題をもその範疇において捉えたものといえる。

人間の安全保障において提唱されていることは、決して目新しいことではない。これまでも、基本的人権や生存権として主張されてきた。例えば、日本国憲法25条1項の「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」といった内容である。

人間の安全保障委員会の最終報告書²⁰⁾によれば、人間の安全保障を確保する方途として以下のものが挙げられている。

- ・暴力を伴う紛争下における人々の保護

- ・移動する人々の保護と能力強化
- ・紛争後の状況下における人々の保護と能力強化
- ・経済の安全保障—さまざまな選択肢の中から選ぶ力
- ・人間の安全保障のための保健衛生
- ・人間の安全保障のための知識、技術、及び価値観

これらの項目は国家ではなく、個人レベルで適応される。つまり、個人がそれぞれ暴力から保護され、自由に移動可能で、経済的に自立し、健康が保たれ、教育を受けられなければならない、という意味である。

また、一部では篠田²⁷⁾のように国家の安全保障から人間の安全保障への転換といった形で受け止められている。一方、国家の安全保障と人間の安全保障は相互補完するべきであるという理解もある。国家は一義的に国家安全保障の責任を負っており、これに加えて人間の安全保障にも貢献すべきだと考えられる。

3.4 安全保障における包括的アプローチと分析的アプローチの必要性

安全保障概念の変化についてまとめたい。

国家という概念が成立して以降、古典的な安全保障において、その行為を行う単位は基本的に国家単位であった。そして、安全保障の究極的に行きつく先は、軍事力という暴力による意思の強制であった。

ところが、冷戦終結以降この状況に変化が見られた。続発した民族紛争・宗教紛争などの非国家による非伝統的な安全保障上の問題の増加である。そこで出現した考え方が、様々に多義化した安全保障概念であり、特に人間の安全保障なのである。人間の安全保障は必ずしも主体も対象も国家単位である必要性はなく、個々人の安全を重要視している。また究極的な行きつく先が、必ず軍事力の行使に至るわけではない。

この転換は非常に大きなものである。これまで、安全保障の枠組みは国家であった。しかし、人間の安全保障はこれを超えた包括的なアプローチを提案している。

このような人間の安全保障を筆頭に、安全保障概念の多義化は間違いなく進行している。このような傾向は、安全保障概念を軍事領域に押し込めず、その他の手段も考慮することを求めている。大局的観点から問題解決を図る必要性を主張しているとも言える。

それでは、安全保障概念を無制限に拡張することは有益なのだろうか。無制限な拡張は問題があると考えられる。そもそも、“世界の問題”を解決するという漠然とした課題であれば、それは政治が取り組む物である。あるいは経済の不均衡であれば経済の問題となる。

無制限かつ無定見な概念の拡張は、安全保障という枠組みを与えた意味がなくなってしまう。安全保障概念を拡大していけば行きつく先は“生物の生存本能”のようなものになってしまうだろう。

安全保障の存在感の希薄化という問題はあるものの、視点を広げる方向性は重要である。

つまり、問題全体を把握する包括的な取り組みの重要性である。しかし、安全保障の中核は依然として軍事でありこれも疎かにすべきではない。

つまり、分析的な手法による実務主義的な視点も重要である。古典的安全保障の中核である軍事は依然として重要な意味を持っている。人間の安全保障は古典的な国家安全保障を置き換えるものではなく、相互補完する存在である。このような包括的アプローチと分析的アプローチの両方が必要だといえるだろう。

4. 安全保障の文脈における情報

4.1 情報に対する扱い方の変化

安全保障における情報の扱い方を見ていく上で、いくつかの歴史的に重要な議論がある。安全保障に関わる情報については、軍事の領域と外交の領域があり、安全保障情報に関する議論も、外交と軍事の2領域が分離され、片方だけ論じられることもあれば、両者を関連づけたり一体化させて論じているものもある。

歴史上重要な議論のうち、安全保障概念の歴史でも述べたように、まずは孫子の『兵法』が挙げられる。この兵法では第三の謀攻（編）、第十三の用間（編）が情報に関連すると考えられる¹²⁾。

謀攻は戦わずして勝つことを述べており、戦って打ち勝つのは上策ではなく、敵国を一切傷つけずに降伏させることが最も良いと述べている。これに対する方策として、敵の陰謀を陰謀のうちに破ること、敵の外交関係を破綻させることをまず上げている。手段として明瞭に情報を活用せよとは述べていないものの、今日的な解釈から考えればこういった手法を取るには情報は極めて重要な要素になってくる。

次に、用間であるがこれは兵法の最後の章となっている（ただし、本により一部違い有り）。“間”とは間諜のことであり、一般的な言葉に直せばスパイである。現代においては諜報と呼ばれる範疇の記述がされており、極めて直接的な情報に関わる部分である。

内容としては、「爵位や俸禄や百金を与えることを惜しんで、敵情を知ろうとしないのは、不仁の甚だしいものである」として戦争のための情報を得るため対価を出し惜しむことを戒めている。これは「敵情を知って身方の事情も知っておれば、百たび戦っても危険がなく」（一般には書き下しの「彼を知りて己を知れば、百戦して殆うからず」で知られる一節）よりも直接的な情報の効果を謳っていると考えられる。

情報は、占いや、過去からの類推、自然法則といったものから得られるわけではなく、間諜を使ってこそ敵情が判るとも説いている。

さらに間諜の種類として、5種類を列挙しており、郷間、内間、反間、死間、生間を挙げている。順に説明を行うと、郷間とは敵の民衆を利用することであり、厭戦機運の形成や政府転覆を促すといった形で現在でも行われている。内間は敵の役人を利用することであり、

これは現代でもほぼそのまま行われている。反間とは例えば二重スパイのことであり、敵の間諜を利用することである。死間とは味方の間諜を通じて、敵に偽情報を伝えることであり、虚偽の情報を伝える行為は現代でもディスインフォメーションと呼ばれ行われている。生間とは生きて戻ってくる間諜のことであり、いわゆる普通のスパイを指している。

これらの区別は現代にはほぼそのまま当てはめることが可能である。ただし、これで十分であるわけではなく、また間諜の種類と手法が一部入り混じっておりその点の考察と分離が不十分だと言える。

次にクラウゼヴィッツの戦争論における情報について述べる¹³⁾。

戦争論は戦場という現場に臨む上での戦術書という意味合いと戦争を包括的に分析した戦争哲学書の側面がある。

しかしながら、戦争哲学の上で情報はその有用性を強調されていない。国家戦略に欠かすべからぬ情報といった類の戦略論は展開されず、書名の通りあくまで戦争論を貫いている。主に戦術面での情報について論じている。そこでは情報は不確かなものであり、指揮官は情報に惑わされぬ必要がある、という説き方をしている。

基本的に孫子の枠組みと同じであり、インテリジェンス論を中心に安全保障に関わる情報を見ている。戦争論と情報の関わりにおいて補足するならば、ナレッジマネジメントについての考え方がある。軍隊におけるナレッジマネジメントとは、戦場で得られた経験からなる情報である戦訓を、組織的な知識へと作り上げることである。情報そのものを活用する考えではないが、組織全体の体験を集知知として捉えている点は先進的であった。

ジョミニの戦争概論における情報について述べる¹⁴⁾。

ジョミニもクラウゼヴィッツ同様に国家戦略における情報のあり方といった範囲までは論じていない。主に兵站（logistics）の中で情報を扱っている。兵站という語の範囲をどのように既定するかは論者によって異なるが、ジョミニは軍を戦場に移動させるための術という範囲で用いている。さらには移動だけでなく、直接的な戦闘行為ではない部分の支援活動をも包含していると考えられる。このため、情報活動がこの中に含まれている。

やはりジョミニもクラウゼヴィッツと同様にインテリジェンス論を中心に安全保障に関わる情報を論じている。

このように、安全保障に関わる情報の議論は情報学の外にあった。その後、第一次世界大戦を通して安全保障という概念が形成されていったのだが、情報の取り扱いについては大きな変化はなかった。あくまでも戦争のための情報という考え方であった。国家戦略の策定などの大局的判断に対して情報の重要性が認められはしたが、一方で個別の戦闘に勝利するための情報が依然として中心的な位置を占めていた。

そして冷戦終結に至るまで、情報についての技術上や量的な飛躍的進歩はあったものの基本的なあり方は変化しなかった。

4.2 情報の性質と役割

ここまで述べたように、既に孫子の時代には安全保障的な枠組みにおいて、情報が意識されていた。その後の軍事を科学的に論じようと試みられた時代においても、戦場での情報をどう扱うのかというレベルが主であり、情報の位置付けは変わらなかった。この情報の扱いは冷戦終結まで、根本的には変化の必要があるとは見なされなかった。古く孫子において、純粋な軍事以外を重視する主張が見られるものの、全体としては外交にかかわる側面が切り離され、軍事に関する情報の中でもインテリジェンスに関心が集中してきた。

しかし、既に安全保障概念について論じたように、冷戦終結に伴い非伝統的な安全保障上の問題が増加し、これに対応するため人間の安全保障に代表される多義化した安全保障概念が現れた。

従来型の安全保障概念の枠組みにおいては、インテリジェンスを主とする安全保障における情報の扱いは適切であったと考えられる。しかしながら、安全保障概念は現代において大きな転換を迎えている。この人間の安全保障のような安全保障概念に情報の面からも対応が必要である。

このような安全保障概念の変化と時期を同じくして、情報学では安全保障と情報についての動きがあった。それは本稿の冒頭で示した安全保障情報研究という研究分野名の提唱である。この安全保障情報研究の内容はJASISTの特集号で次のように述べられている¹⁾。

「安全保障情報研究の研究領域として含まれるものは、長期にわたる組織的な技術、社会、政策研究が批判的な安全保障情報研究に関連する。以下に例を示すがそれだけに限定されるものではない」と記されている。その例として以下のものが列挙されている。

- ・内容作成と管理
- ・情報の相互運用性及び共有
- ・方法論と最良実施例
- ・インテリジェンスと安全保障における政策と組織に関する研究
- ・知識発見と知識管理
- ・犯罪者のデータマイニング
- ・社会的なネットワーク分析
- ・事象探知
- ・マルチメディアあるいは多言語の安全保障情報分析
- ・ウェブによるインテリジェンス監視
- ・事象探知と分析

この安全保障情報研究の定義において、時間・空間的な戦争や戦闘という限定はなされていない。現代の戦争において明確な戦場を規定することは困難であり、もはや戦場も戦闘も関係なく安全保障情報研究の範囲に成りうる。

この安全保障情報研究の定義とリストは、人間の安全保障という新しい安全保障概念が広

がる中で、情報学が手始めに可能な研究を探っていると考えられる。

しかしながら、情報学全体が人間の安全保障に完全に対応しているとは言えない。人間の安全保障はいわば、日常の全てが安全保障に関係があるという概念である。そして情報学とは、その範囲を広げようとするれば、日常の活動全てが情報行動だと言うことが出来てしまう。つまり、情報学は人間の安全保障に対して面的な支援が可能だと言えるだろう。以上のことから、安全保障情報研究という研究分野は、安全保障概念の変化をふまえ、従来の軍事（とくにインテリジェンス）に関する情報のための貢献にとどまらず、安全保障概念において拡張された部分（インテリジェンス、そして非軍事領域）に対する貢献可能性を十分に検討し、そして安全保障情報研究領域以外を含む情報学のあらゆる成果を適用することを企てるべきである。

5. まとめ

古典的安全保障においては軍事あるいは軍事力の行使こそが安全保障の中核であった。長らくこの状況に変化はなかったが、冷戦終結をきっかけに安全保障概念の多義化、範囲の拡大が起こっている。安全保障概念の多義化の最も典型的な例として人間の安全保障が注目され、軍事以外の安全保障が強調されるようになってきた。

これまでの安全保障情報といえば、軍事を中心とし主にインテリジェンスの部分が強調されてきた。しかし、既に述べてきたように安全保障概念は多義化しており、情報学も軍事にインテリジェンスの部分で関わるのみでなく、拡大した安全保障概念に対応して広がりを持つべきである。依然として、軍事は安全保障の中核領域であり、インテリジェンス論も重要な主題である。

古典的安全保障の中での情報は限られた役割しか与えられてこなかった。情報が戦いを決するという認識はあったにせよ、実際に行使される軍事力が中心的存在であった。

既に孫子の考えの中には、安全保障情報とも言うべきものが見える。ただし、これはインテリジェンスを中心とした考え方であった。クラウゼヴィッツやジョミニらは応用科学的な捉え方で戦争を見ており、情報もその道具の一種であるとの認識が強い。その後も冷戦終結まで同じような考え方が継続し、現代においても完全に無くなってはいない。

しかし、安全保障概念は確実に変わりつつある。現代において、その転換が起きている可能性が高い。人間の安全保障といった枠組みでは、軍事力だけではない力が求められている。従来型の安全保障での限られていた情報の役割以上の扱いが必要となるはずである。

多義化した安全保障概念に対する情報学の対応として安全保障情報研究がある。この安全保障情報研究の萌芽を育て、人間の安全保障といった新しい安全保障の枠組みにおいて情報学が貢献出来ることを望みたい。

謝辞

本論文執筆にあたっては、愛知淑徳大学の村主朋英教授にご指導を頂きました。ここに深く感謝の意を表します。

引用文献リスト

- 1) Chen, Hsinchun. Introduciton to the special topic issue: Intelligence and security informatics. *Journal of the American Society for Information Science and Technology*. 2005, 56(3), p. 217-220.
- 2) Davies, Philip H. J. Intelligence, Information Technology, and Information Warfare. *Annual Review of Information Science and Technology*. vol. 36, 2002, p. 313-352.
- 3) Cronin, Blaise. Intelligence, Intelligence, terrorism, and national security. *Annual Review of Information Science and Technology*. vol. 39, 2005, p. 395-432.
- 4) Chen, Hsinchun; Xu, Jie. Intelligence and Security Informatics. *Annual Review of Information Science and Technology*. vol. 40, 2006, p. 229-289.
- 5) Simpson, John A. *The Oxford English dictionary*. 2nd ed, Oxford, Clarendon Press, 1989, 20v.
- 6) 松田徳一郎編集代表. リーダーズ英和辞典. 第2版, 東京, 研究社, 1999, 2904p.
- 7) 李貞玉. 安全保障概念の変容. *現代社会文化研究*. 2002, 25, p. 201-212.
- 8) 佐島直子. “9.11同時多発テロ”. *現代安全保障用語事典*. 佐島直子編. 信山社, 2004, p. 24-25.
- 9) 佐島直子. “国際テロ組織”. *現代安全保障用語事典*. 佐島直子編. 信山社, 2004, p. 26-27.
- 10) 佐島直子. “テロリズム”. *現代安全保障用語事典*. 佐島直子編. 信山社, 2004, p. 31-32.
- 11) 新村出編. *広辞苑*. 第5版, 東京, 岩波書店, 1998, 2988p.
- 12) 金屋治訳注. 孫子. 新訂, 東京, 岩波書店, 2000, 194p.
- 13) カール・フォン・クラウゼヴィッツ著. 戦争論: レクラム版. 日本クラウゼヴィッツ学会訳. 東京, 芙蓉書房出版, 2001, 417p.
- 14) ジョミニニ著. 戦争概念論. 佐藤徳太郎訳. 東京中央公論新社, 2001, 290p.
- 15) マキアヴェッリ著. 君主論. 河島英昭訳. 岩波書店, 1998, 387p.
- 16) ジェームズ・ジョル. 第一次世界大戦の起源. 池田清訳. 改訂新版. 東京, みすず書房, 2007, 357p.
- 17) スーパー・ニッポニカ. 小学館, 2003. (DVD-ROM).
- 18) 東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室. “戦争放棄に関する條約”. *日本政治・国際関係データベース*.
<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19280827.T1J.html>, (2009-12-2).
- 19) 植田隆子. 地域的安全保障の史的研究: 国際連盟時代における地域的安全保障制度の発達. 東京, 山川出版社, 1989, 309p.
- 20) 松浦博司. 国連安全保障理事会: その限界と可能性. 東京, 東信堂, 2009, 314p.
- 21) 佐島直子. “核戦略”. *現代安全保障用語事典*. 佐島直子編. 信山社, 2004, p. 2-3.
- 22) 高橋杉雄. 「安全保障」概念の明確化とその構築. *防衛研究所紀要*. 1998, 1(1), p. 134-145.
- 23) 山本吉宣. 安全保障概念と伝統的安全保障の再検討. *国際安全保障*. 2002, 30 (1, 2), p. 12-36.
- 24) “Human Development Report 1994”. United Nations Development Programme.
<http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr1994/>, (accessed 2009-11-22).
- 25) “国立国会図書館 NDL-OPAC”. 国立国会図書館. <http://opac.ndl.go.jp/>, (accessed 2009-11-28).

- 26) 人間の安全保障委員会事務局. “人間の安全保障委員会 最終報告書要旨”. 人間の安全保障委員会.
<http://www.humansecurity-chs.org/finalreport/j-outline.html>, (accessed 2009-11-28).
- 27) 篠田英朗. 安全保障概念の多義化と「人間の安全保障」. IPSHU研究報告シリーズ. 2003, (31), pp. 51-84.